

神崎市立神崎中学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめが、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

(いじめの禁止)

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

(学校及び教職員の責務)

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見早期対応・再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

II いじめ防止対策の基本となる事項

1 基本方針

- (1) 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、「いじめゼロの常識」をいじめ防止のスローガンに掲げ、生徒・教職員・保護者一丸となって、全力でいじめ防止に努めるものとする。
- (2) 学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己肯定感・自己存在感の涵養に努めるものとする。
- (3) 生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るものとする。
- (4) いじめ防止対策については「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6観点から基本的な対策を講じるとともに、特にインターネットを通じて行われるいじめ及び重大事案に対する対策については別に項目を設けるものとする。

2 いじめに対する基本的な対策

(1) 予防に関すること

- ①学級・学年・部活動等での望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳の時間や体験活動、及び人権教育の充実を図る。
- ②生徒の変化を適切にとらえるために、毎週末「生活アンケート」を実施するとともに、毎学期「いじめ実態調査」を実施するものとする。
- ③特に教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、平時から生徒との関わりを深めるとともに、いじめの兆候を察知した場合は、すみやかに「いじめ対策委員会」を開催し、その情報を管理職及び全学年で共有するものとする。
- ③生徒相互及び生徒と教職員のコミュニケーションの確立を図る。

④保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。

⑤教育相談活動の充実を図る。

(2) 対応に関すること

①いじめが予見または認知された場合は、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図ること。

②常に被害者の立場に立った対応を心がけること。

③学年の枠を超えた組織的な対応により、早期解決を図る。

④対応の各段階においては以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応すること。

段階	留意点
事実把握	○正確で偏りのない事実調査○全体像の把握 ○管理職へのすみやかな情報伝達
方針決定	○ねらいの明確化○指導役割の分担 ○全職員の共通理解
指導支援	○被害者の心情理解○原因の把握 ○加害者の反省○被害者と加害者の融和
継続支援	○正確な経過観察○再発防止 ○当事者、保護者への継続支援

(3) 相談に関すること

①生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。

②教育相談活動の充実を図る。

・三者相談，二者相談の定期開催（11月）

・教育相談の効果的実施（5月～6月）

③SC及びSSWを効果的に活用することにより、幅広い情報収集に努める。

④学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために、生徒及び保護者に外部相談機関を周知する。

・ダイヤルSOS

・いじめ110番

(4) 連携に関すること

①三者面談，PTA活動及び部活動保護者会などあらゆる機会を利用して，保護者との連携を十分に図るものとする。

②学校ホームページ，学校だより等を通じた適切な情報提供に努めるとともに，積極的に地域行事等に参加することにより，地域住民との連携を深めるものとする。

③神埼地区校警補導連絡協議会を定期的を開催することにより，関係機関との連携を十分に深めておくものとする。

(5) 組織に関すること

①本基本方針の履行に中心的役割を担う「いじめ対策委員会」を設置し，メンバーを校長，教頭，生徒指導主事，教育相談担当，スクールカウンセラーとする。

②「いじめ対策委員会」の主な活動は以下のとおりである。

○「いじめ実態調査」アンケートの実施

○教職員のいじめに関する研修の立案・実施

○その他いじめ防止・早期発見早期対応・解決・再発防止等について必要な事項

(6) 啓発に関すること

- ①年度初めと三者（二者）面談時の年2回、いじめ防止方針について全家庭に周知する。
- ②授業参観時などを活用し、保護者への啓発活動に努めるものとする。
- ③いじめ防止の教育については、年間指導計画を作成し全教職員共通理解のもと推進する。
- ④いじめに関する事例研究会を開催し、教職員のいじめに対する対応力を高める。

3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

(1) 学校で行われる対策

- ①情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
- ②携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を禁止する。
- ③正しい情報モラルについての生徒・保護者向けの講演会を必要に応じて行う。

(2) 家庭に対して行われる対策

- ①生徒の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。
- ②掲示板等への書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから、学年初めのPTA総会時に保護者への啓発活動を行う。

(3) 発生時の対応について

- ①教育委員会・警察・サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。
- ②被害生徒・保護者への支援及び加害生徒・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

4 重大事案への対応について

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされる、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続しているなどの重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

- (1) すみやかに神崎市教育委員会に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- (2) 被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害生徒の今後について教育委員会と協議する。
- (3) 加害生徒について、改善がのぞめず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について教育委員会と協議する。